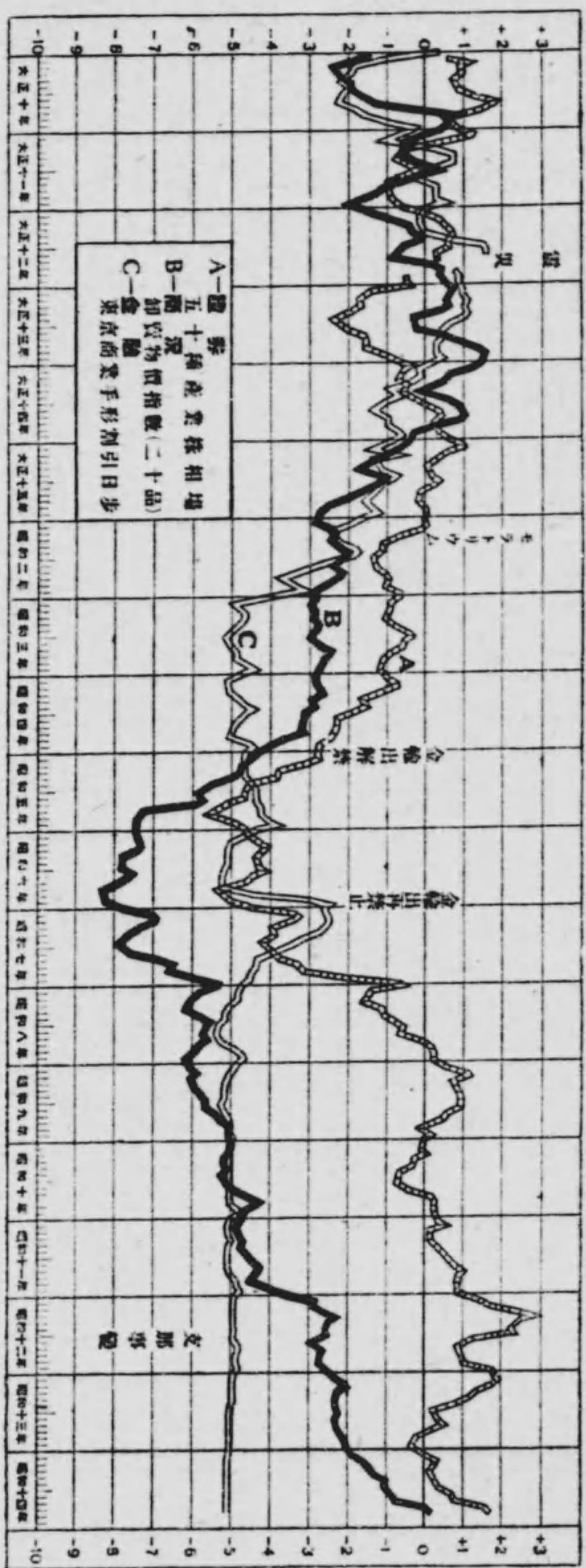


平化し、(3)更に其の系列の長期傾向値を計算し、(4)斯くの如く處理された各月の數値をば、當該月の長期傾向値の百分比として表したもので、所謂ノーマル(常態)を基準、即ち一〇〇とした指數である。この長期傾向値は最小自乘法の適用による線の當嵌めによつて求められるが、昭和八年七月以前には或るものは明治三十六乃至昭和五年の長期にとり、また或るものは大正八年頃から昭和五年に至る比較的短期にとつたものもあるが、右の昭和八年七月これに改正を加へ、原則として大正八年乃至昭和六年の十三年に限る事になつた。その主たる理由は大體に於て大正八年頃は好況の山であり、昭和六年頃は不況の谷であり、従つて兩者の位置はほぼ對稱的な形をなすから、この期間を一貫して長期傾向線を引くことが比較的妥當と思はれたからである。尤も綿絲生産高・輸出絹検査高・羊毛輸入高の三系列に關しては、従前の長期傾向線がそのまま用ひられてゐるが、これは前述の大正八年乃至昭和六年の期間に對して計算された新たな傾向線と前者とを比較してこの差が甚だ少かつたからである。

斯くして求められた個別指數は加重算術平均法によつて綜合された。その詳細については同誌昭和七年十月二十二日號以下の各號を参照されたい。結果は東洋經濟新報及び日本經濟年報に發表される。

(3) 三菱經濟研究所の「財界一般指標圖」經濟規模の大きい會社や銀行などは大抵自ら調査部又は研究所を所有し、資料の蒐集整理を行つてゐるが、元來設立の目的が自己の事業遂行上の參考たらしめるに在るので、折角の資料も多くは内部で利用されるに止まる。併しなには一般世人の經濟知識を促進し又は經濟界

に有效な指導を與へんとするやうな公益的研究所も無くはない。三井金融研究會とか三菱經濟研究所はその代表的なもので、共に各種の有益な刊行物を發行してゐる。表記の「財界一般指標圖」は三菱經濟研究所の月刊誌「本邦財界情勢」に發表される景氣指標である。全くハーヴァード研究所の三曲線指標の方法を採用し、五十種産業株相場より成るA線、二十品より作製せる卸賣物價指數から成るB線、及び東京商業手形割引日歩より成るC線によつて構成される。A線を證券線、B線を商況線、C線を金融線ともいひ、B線即ち



第三圖 財界一般指標圖

商況線が景氣の様態を示すこと、ハーヴァード三曲線と全く同じである。更に補足的指標圖として別に三箇の圖表を掲げてゐる。即ち第一はA線に、東京株式取引所株相場と東京株式取引所長期出來高の二曲線を對比したもので、第二はB線に、東京大阪手形交換高と鐵道貨物發送噸數を、第三はC線に、東京コール翌日物日歩と日銀兌換券發行高とを對比したものである。系列の整理方法も亦ハーヴァードのそれと同一と見てよい。

第五章 職業及失業の統計

一 職業の意義

凡そ判り切つたやうで判らぬものは山ほどあるが、「職業」もこの例に洩れない。職業の概念については種の解釋が下されて居るのであつて、これについては私も近く河出書店から刊行される「社會科學新辭典」の「職業」なる項目に於て多少詳しく述べて置いた。本書では深くこの問題に立ち入る必要はないが、唯だ次のことだけは注意して置かねばならぬ。即ち職業は今日では殆ど單なる經濟的概念とされてゐるが、昔は寧ろ宗教的乃至倫理的概念であつて、今日でも或る種の職業には未だ可成り濃厚にその色彩が残つてゐるといふこと、之である。職業のことを獨逸語で *Beruf* といふか、これは「神に命せられる」といふことで、所謂「召命」を意味する。人が社會を作つて互ひに睦み合ふためには、各人が何等か社會に有用な或る種の

仕事に専念する義務があるわけで、これが召命としての職業なのである。この場合には、金銭的利得は二次的な附帯的な概念たるに止まつたのであつて、我國でも封建時代に士農工商の順位の守られ、利得を目的とする職業ほど卑しめられたことは人の知るところである。今日でも軍人、教師、宗教家なぞの間には召命としての職業の觀念は多分に残存して居り、また残存して居らねばならぬ。

乍併一般的に見て、今日の職業なる概念が主として經濟的なものであることは争ふべくもない。この意味の職業とは所謂「なりはひ」即ち生計の資の獲得である。經濟學に於て職業の重視されるのは蓋し當然であらう。併し注意すべきは、職業といふ以上は、それが持続的に行はれることを必要とする。一時的又は偶然的に生計の資を獲得しても、それを職業とは認め難い。換言すれば、職業とは人の行ふ持続的な營利行爲といつてよからう。尤も營利行爲でも違法のものは勿論職業とはされない。泥棒や乞食が職業に數へられないのはこれが爲である。併し合法か違法かは一にその社會の組織によつて決すること、一般的に言ふことはできない。もし公娼制度が認められてゐれば、娼婦たることは立派な(?)職業であるが、認められてゐなければ違法行爲で従つて職業にはならぬ。職業分類が困難なのは單に國により時によつて職業の種類が異るばかりでなく、右の如く或る種の行爲が職業とされたりされなかつたりするからである。

然らば職業を以て持続的にして合法的な營利行爲と定義して、さてそれで總ての場合が盡されるかといふと聊か疑問なきを得ない。その一例として「主婦の行爲」が果して職業なりや否やといふ問題がある。主婦

は格別金銭的報酬は受けないが、主婦たる事によつて夫から一身の扶養を約束されるから、決して無報酬とはいへぬし、もし主婦が働かねば家政婦や女中を餘分に雇入れ、これに給料を支拂はねばならぬ。この意味で一九二〇年埃太利の國勢調査では主婦は有職者として調査された。併し勿論この解釋には多分の疑問を挾む餘地があらう。家庭とは夫婦共同の營むべきもので、夫が外に妻が内に働くのは世界共通の約束である。主婦の行爲が職業ならば、結婚は妻に取つては就職行爲に外ならず、これでは結婚の神聖さは全く失はれて了ふ。我國では未だ曾て主婦の行爲を就職に數へた事はない。併しかく解釋することは職業に召命的意義を與へることで、多分に非科學的な譏を免れないかも知れない。そこでより合理的に説明しようとするれば、寧ろ職業に於ける營利性とは積極的に金銭を目的とすることだと言へばよからう。尤もかう言つても、では花の輿を狙つて成功した女は職業婦人ではないかとの横槍が入るかも知れないが。

斯く職業それ自體が曖昧な上に、實際問題として一層曖昧なものは本業と副業の區別である。一人で二つ又はそれ以上の職業を兼ねる者は主たる職業を本業、他を副業といひ、本業なき者の職業は總べて副業といふのであるが、この「主たる」とは何を標準とするのか。我國の規則では「區別し難いときは收入の多い方を本業とすべし」とあるが、もしこれを嚴守すれば、甲乙二種の職業を持つ人が昨年甲の方の收入が多かつたから甲が本業で、今年になつて乙の方の收入が多くなれば今度は乙が本業となり、果して眞の本業が何であるか甚だ決定し難くなる。本業とは「主として一身を委ねるもの」との但書があるが、これも亦より多

くの時間を割くものを指すのか又は、より多くの努力を割くものを指すのか、恐らく一概には規定出来まい。また本業なきもの、副業とは例へば妻や娘が店の仕事を手傳ふ場合などであるが、手傳ひ方にもいろいろの程度があつて、中には店員と同様に熱心に働く人もあらうし、中には時々思ひ出した程度の手助けしかしない人もあらう。それらの限界は到底一義的に決定し得るものではない。職業統計の困難さは斯く出發點に於て既に明かなのである。

二 職業統計

一國の經濟活動を知るためには、その國民が如何なる職業に従事してゐるか、またそれが如何に變遷し來つたかを明かにすることが先決的要件である。殊に最近の如く、統制の強化されねばならぬ時代には、如何なる經濟政策を立案するに當つても、國民の經濟活動と遊離した、即ち職業と遊離した政策は全く無効有害であつて、従つて職業調査が今日ほど必要を痛感されてゐる時代はないのである。

國民全般の職業は國勢調査に於ける調査項目である。併し從來施行された四回の調査（大正九年、大正十四年、昭和五年及び昭和十年）のうち、第二回と第四回とは簡易調査で、職業に關する事項は調査されなかつたから、職業人口を問題とする限りでは、第一回と第三回の二調査の結果を見る外はない。

然るに第一回には「職業及び職業上の地位」が調査されたに對し、第三回には職業を本業と副業とに分ち前者を更に(1)職業、(2)所屬の産業、(3)失業、(4)従業の場所の四つに分けて調査した。

惟ふに職業とは資本的關係即ち業主、職員、技術者、勞務者の區別と、技術的關係即ち勞働の種類を云々するもので、これに對して産業とは生産物の種類を云々するものである。換言すれば前者は個人の立場から後者は國民經濟の立場から經濟活動を眺めたもので、兩者相俟つて一國經濟の實情を明かならしめうるものなのである。さて第一回國勢調査では産業調査は行はれなかつたが、職業及び職業上の地位は調査されたから、これと第三回の職業分類を較べることによつて、右十年間の職業の變遷が判るはずである。ところが第一回の「職業分類」なるものは實は産業と職業との折衷物であり、否寧ろ産業分類にちかひのである。例へば醫師は職業上は「醫師」で、産業上では「醫業」となるべきものを、職業上「醫業」としてゐる。そこで眞の職業分類は今迄のところでは第三回國勢調査の結果しかないといつてよいのである。中小分類を省略して大分類のみを都鄙別に示せば次頁表の如くである。

これに反して、産業分類ならば比較ができることになつてゐる。これは第一回の職業分類が寧ろ産業分類にちか、つたことから、内閣統計局がその職業分類統計を第三回の産業分類方法によつて改めたものを發表したからである。

昭和十五年は第五回國勢調査を施行すべき年に當り、既に當局では調査項目を決定したといふ。これは本

國勢調査産業別人口比較 (中分類)

(大正九年を昭和五年産業分類に組替へたるもの)

	實 數 (單位人)		有業者一萬人の中	
	大 正 9	昭 和 5	大 正 9	昭 和 5
1. 農耕	13,668,369	13,503,915	5,021	4,559
畜産	43,581	62,791	16	21
蠶業	348,869	349,072	128	118
其の他の農業	26,718	28,179	10	10
林業	179,055	187,068	66	63
2. 漁業	536,604	568,436	197	192
3. 採鑛業	418,205	280,345	153	95
土石採取業	29,512	35,131	11	12
4. 窯業土石加工業	214,722	210,538	79	71
金屬工業	317,205	318,916	116	135
機械器具製造装置業	295,419	250,688	108	85
造船業運搬用具製造業	194,893	199,852	71	67
精巧工業	51,751	56,791	19	19
化學工業	148,960	178,294	55	10
紡績工業	1,413,071	1,488,941	518	503
被服身装品製造業	360,405	471,316	132	159
紙工業印刷業	206,014	266,659	76	99
皮革骨羽毛品製造業	44,177	33,044	16	11
木竹草蓆類に關する製造業	665,963	652,010	224	220
製鹽業	23,689	22,460	9	8
食料品製造業	316,390	495,874	116	167
土木建築に關する業	758,420	962,722	278	325
瓦斯電氣水道業	82,920	122,362	30	41
其の他の工業	44,759	65,528	16	22
5. 物品販賣業	2,423,895	3,296,147	889	1,113
媒介周旋業	209,322	168,010	77	57
金融保險業	132,051	183,620	48	62
物品貸業預り業	19,754	21,912	7	7
娛樂興業に關する業	29,616	82,289	11	28
接客業	836,330	1,142,378	307	386
其の他の商業	10,861	11,299	4	4
6. 交通業	951,863	945,116	349	319
7. 公務	793,269	1,001,087	291	338
法務	7,295	14,232	3	5
教育	257,749	388,515	95	131
宗教	141,633	160,766	52	54
醫療	182,415	251,091	67	85
著述藝術遊藝	76,644	60,765	28	21
其他の自由業	57,760	128,736	21	43
8. 家事	662,072	802,167	243	271
9. 其他の産業	58,764	70,582	22	24
10. 無業	28,702,962	34,830,365	—	—

調査であるから、職業及び産業に關する調査の行はれることは言ふ迄もない。然るに傳へられるところによれば、政府は本調査(十月一日)を行ふ以前に三月一日を期して臨時國勢調査を実施するとの事である。項

業種別	市		郡		全		國計
	男	女	男	女	男	女	
農業	一七三、二一〇	九二、二六四	七、五七〇、八五五	六、三〇六、七七八	七、七四三、〇六五	六、三九七、〇四三	一四、一四〇、一三
水産業	四三、四〇八	一、四三七	四五七、六七〇	四四、二一九	五〇一、〇七八	四五、五四六	五四六、六二四
鑛業	一六、二〇九	二、四一四	一九二、九六五	三八、六三三	二一〇、一四	四一、〇四六	二五一、二二〇
工業	一、八一三、四八三	四一六、三六〇	二、四五六、六六九	一、〇一四、〇〇〇	四、二六九、一五一	一、四三〇、四三〇	五、六九九、五八一
商業	一、四九八、六二六	五五九、一〇七	一、五一一、二八七	九一七、〇八八	三、〇三三、九〇三	一、四六四、一九五	四、四七八、〇九八
交通業	四四五、四九〇	三六、一三三	五八三、一〇五	四二、八五七	一、〇三八、五九五	七八、九九九	一、一〇七、五七四
公務自由業	七三六、七九四	一五七、二五一	九五五、〇〇九	一九五、〇七	一、六九一、八〇三	三五二、三四八	二、〇四四、一五二
家事使用人	二八、二二七	三〇八、八八五	五五、九七六	三八八、三三一	八四、三〇三	六九七、一六	七八一、三一九
其他有業者	二二〇、九三三	三三、五五一	二六七、三三三	五〇、一五〇	四八八、二六五	八二、七〇一	五七〇、九六六
計	四、九七四、三六九	一、五九三、三八一	一四、〇五五、八六八	八、九九七、〇三三	一九、〇三〇、三三七	一〇、五八九、四〇三	二九、六一九、六四〇
無職業	三、〇〇六、八七九	五、八七〇、六七	一〇、三三三、〇三九	一五、五九九、七六	一三、三九九、九一八	二一、四七〇、四四七	三四、八三〇、三六五
合計	七、九八一、二四八	七、四六三、〇五二	二四、四〇八、九〇七	二四、五九六、七九八	三三、三九〇、一五五	三三、〇五九、八五〇	六四、四五〇、〇〇五

目は體性、年齢、従事産業の三つで、物資動員計畫の基礎資料たらしめんとするもの、如くである。先般は消費に關する國勢調査が行はれ、近くは相次いで二回の國勢調査が行はれようとする。これらの結果が明確にされば、統計資料は確かに飛躍的に整備されるであらう。

三 失業の意義

労働の意思と能力とを持ち乍ら、労働の機会を得ない状態を失業といひ、かゝる状態に在る人々を失業者といふ。意思があつても能力のない老齡者・不具者等は失業者ではなく、同様に能力があつても意思のない人も亦失業者ではない。また就業してゐてもその労働時間や報酬などが本人の意思や能力に合致してゐない場合は、「一部失業」と呼ばれるが、それをも失業に數へれば範圍が甚だ曖昧となる。同様にして未だ曾て労働の機会に恵まれなかつた者（例へば就職希望の學校卒業生や家庭の主婦達）で就職を希望し乍ら就職し得ない者は、勿論實質的には失業者であるが、併し彼等は從來も衣食を他に仰いでゐたのであるから、謂はゞ從前の状態の繼續に過ぎず、従つて今まで自己の労働によつて自己及び家庭の生活を保つてゐたもの、失業とは甚だ意味が異つて來る。斯くて一般に失業といへば、最後に舉げた種類の失業のみを指すのである。

失業は如何にして發生するか、これを一言にして答へる事は不可能である。農業其の他の季節的産業は一

定時期には夥しい労働を必要とするが、それが過ぎれば労働は不用となり自ら失業者を發生せしめる。これを季節的失業と言ふ。この種の失業は極めて週期的なもので、豫め充分の覺悟があり、従つて例へば農閑期には彼等は單に休養するとか或ひは出稼ぎに赴くとか、兎に角計畫的に利用する事が出来る。これに反して景氣の沈滞に伴ふ失業はその繼續期間の長いのと、且つ全産業に同時に現はれることから、極めて重大な現象と言はねばならぬ。一九二九年以降の大恐慌時代には主要資本國は何れも數百萬の龐大な失業群を擁して途方に暮れざるを得なかつた。

失業なる現象が特に吾人の注目に値する所以は、それが近代的生産方法の必然的結果たる所謂「技術的失業」といふ、時と共に増加の一路を辿らんとする失業が存在するからである。労働が生産の一大要素たる事は言を俟たないが、併しその重要さは生産行程の機械化によつて次第に失はれて來た。機械とは元來労働節約の道具に外ならず、従つて大規模な機械生産は著しく人手を省く事が出来る。十八世紀の英國に起つた産業革命とは蒸氣機關其の他主要な發明に因る生産方法及びそれに伴ふ經濟組織の急激な變化を意味するが、當時これが爲に職を奪はれた労働者達が如何に機械を敵視して大舉工場を襲撃し、手當り次第機械を破壊するの暴舉に出でたかは、經濟史上著名の出來事であつて、この間の消息は獨逸の表現主義作家エルンスト・トレルの「機械破壊者」なる戯曲に如實に描寫されてゐる。併し労働者が如何に反對したところで、一旦機械生産の有利さが立證されて了つては、最早や機械の採用を止めて昔日の手工業に歸るわけにはゆかなかつ

た。産業革命を契機として各國争つて新奇の機械の採用に熱中し、爲に労働者の不安は到る所に於て増大して行つたのである。

これに對して當時の經濟學者は、かゝる労働者の不利は一時的なものに過ぎないと説いた。即ち或る産業部門が機械化され、ば、それに屬する労働者は著しく排除されよう。併し機械生産は迂回生産で、生産の遂行には單に原料の外に、幾多の複雑な機械や動力乃至は大規模の施設を必要とする。故に或る産業部門が機械化され、ば、當然それに必要な機械や動力の生産が新たに開始されねばならぬから、一旦排除された労働者もやがてはこの方面に吸収されるであらう。換言すれば機械化に基く産業の多角化は労働に對する新たな需要を喚起するであらう。加之、機械生産による生産費の低下は商品價格の低下を招致するから、労働階級の生活は却つて安樂となるであらう、と言ふのである。併し排除された労働を吸収すべき新たな産業部門に於ても不斷に機械化が續行され、ば、他から追はれた労働者が必ず全部吸収されるとは考へられない。最近我が國では労働者の不足が各方面から訴へられてゐるが、これは戰時體制下に於ける變態的現象に過ぎない。即ち一方では屈強な労働者が一時に工場や農村を後にして聖戰に赴き、他方は軍需産業の擴大に伴つて一層大なる労働力が必要とされるからで、従つて戰爭が終つて戰士は復歸し軍需産業は縮少され、ば、特別の事情——例へば平和産業の急激な發展とか、北支中支への大移住——の起らぬ限り、恐らく失業の慘禍はより深刻に襲來するであらう。既に極端な統制は平和産業の間に夥しい離業と失業を發生せしめてゐるのである。

斯く失業なるものは資本主義に隨伴する不可避の現象であるが、それだけでは格別憂慮に値しない。失業の増加は決して一國生産力の衰退を意味せず、従つて全般的には國民所得の減退を意味しないから、もし所得分配の制度が合理的ならば、失業者も何等の不安脅威を受けないで済む筈である。數年前我國でも大いに歓迎された佛蘭西映畫「自由を我等に」の中に、工場の全労働が機械で行はれ、職工達はダンスや釣魚にその日／＼を享樂してゐる場面があつたが、働かずして賃銀が貰へれば成程そうなる筈で、これが恐らく機械文明に對して何人も抱く甘美な夢であらう。不幸にして現在の經濟組織の下では、いつ迄たつても唯の夢でしかない。労働は一箇の商品に過ぎず、賣らねば代償を要求する事は出来ない。もし世に労働權なるものが存在し、労働者は自己の持つ労働なる商品を權利として賣却し得るならば、買手がこれを利用すると否とに拘らず、當然代償の支拂を受けよう。然るにかゝる權利は資本主義國には存在しない。無産階級に取つて失業は死刑の宣告に等しいと言はれるも強ち誇張ではないのである。國家としてかゝる不幸な失業群の増大を徒手して傍觀し得る筈はない。放置すれば社會の秩序安寧は根本から動搖せざるを得ないからであり、これ失業の緩和並びに救済が何れの國に於ても凡ゆる社會政策の王座を占める所以である。本書に於て失業對策の詳細に觸れる事は出来ないが、簡單にその大綱を示して置かう。

現在各國に行はれる對策は、失業者に労働の機會を與へる方法と單に生活費を與へる方法との二つに分た

れる。前者は更に單なる職業紹介の如き消極的方法と、新たな國家的企業の開設乃至は移住獎勵の如き積極的方法とに分ち得よう。労働の需給關係は極めて複雑で、従つて或る生産部門又は地方では労働力が有り餘り乍ら他の生産部門や地方ではこれに不足する事は免れないが、これらの事情は個々の労働者には不明であるから、國家乃至は労働組合等が仲介して失業者に就職の機會を得せしめる事は極めて肝要である。併し上述の如く、失業は元來單なる労働市場の不備から生ずるものではないから、この不備を矯正したとるが、本來の意味に於ける失業は毫も減少するものではない。斯くて眞の對策とは積極的に労働の機會を造り上げるか又は生活費を與へるかの二つを指すのである。

前者に就て見るに、政府又は市町村が新たな事業を開始する事によつて失業者を雇傭することは恐らく最も合理的な方法と考へられる。併しこの場合、如何なる事業を起すべきかは豫め慎重に考慮されねばならぬ。既設事業と競争するが如き性質のものは嚴に禁物である。失敗すれば投下資本は貸銀以外の支出は全部無駄となり、成功すれば既設事業に失業者を發生せしめる。故に例へば道路・運河・堤防等の公共的土木事業に限定されざるを得ない。然るにこれらは多額の資本を必要とし而も急には（又は全く）収益を生まぬ性質のものである。この事は移民に就ても同様である。一國の資本の著しい部分がかゝる用途に向けられたならば一般産業は必然痛打を蒙り、一層大なる失業群を發生せしめるかも知れない。即ち支障なく失業者に新たな仕事を與へ得る限界は甚だ狭小で、多少とも大規模に行へば必ず失敗する性質のものである。微温的乍ら、

失業保險又は救貧制度の如き生活費授與の方法が寧ろ合理的對策と考へられるのは右の理由による。勿論これにも多額の資本を國民經濟から轉用せねばならぬが、併しその額は新事業の開設に較べれば遙かに少く済むのである。

歐米諸國の大部分は失業保險制度を持つてゐるが、我が國は不幸にしてこの點では何等見る可きものは無い。僅かに極貧階級が慈善的扶助を受けるのみで、これ亦問題とならぬ小額である。從來我國で失業問題が餘り重要視されなかつたのは、第一には我國は依然農業國であるから機械化の程度は自ら少く、従つて全體的に失業者の数の少かつたこと、第二に工業労働者の大部分は農村出身者で、我國の家族制度の結果として失業すれば容易に歸村し得たことに基く。然るに農業の急激な衰退は都會の失業者を吸収するどころか、却つて莫大な農村失業者を生み、他方工業の飛躍は都會失業者を増大せしめ、彼等は既に必ずしも農村出身者ではなく、その大なる部分は純粹の工業労働家庭の出身で、爲に敗慘の身を安住せしめる地は失はれてゐるのである。

四 失業統計

失業問題はかくて今後の我國に異常な迫力をもつてのしか、つて來るであらう。而も既に説明した我國の

驚異的人口増加の奔流は如何なる巧妙な失業対策をも無慘に押流して了ふかも知れぬ。即ち眞に有効な人口対策なくしては眞に有効な失業対策も無いのである。併し、さればとてそれまで目前の失業群を放置するが如きは素より許されない。たとへ一時的糊塗手段にせよ、無きに勝る萬々である。これが爲にも失業群の大きさ、構成状態及び由つて来る原因についての充分な調査が先決問題でなければならぬ。

強制失業保険（英國、獨逸等）又は任意失業保険の制度の存在する國々では、かゝる保険事務遂行上、自ら蒐集される材料によつて失業統計が作製される。また労働組合組織が発達してゐれば、組合員の失業状態から比較的容易に一般のそれを推す事が出来、従つて失業統計が求められよう（アメリカ合衆國の如く）。然るにこの制度の不完全な我國の如きは、特別の失業調査によるか乃至は職業紹介その他の資料からの推定による外はない。失業調査に就て見るに、箇々の地方の單獨調査を別とすれば、大正十四年十月一日の第二回國勢調査に際して主要工業及び鑛業地方の給料生活者並びに労働者約二百三十萬人に就て行つたものが最初の失業調査である。昭和五年十月一日の國勢調査に於ては、失業なる標識が加へられ、従つて始めて全國の失業が調査されたのである。この方法は失業保険や労働組合の調査が所屬労働者に限定されるに較べれば遙かに理想的なものであるが、その性質上頻りに行ひ得ないといふ致命的缺陷を伴ふ。經濟的變動の甚だしい今日、失業も亦絶えず増減しつゝあるから、これに應じて同じく絶えず觀察されねばならぬ。この意味で昭和四年九月以來内務省社會局が毎月一回發表する失業推定は、右の大規模の調査を補ふ重要な資料である。

この推定は各府縣が所屬市町村から提出せしめた推定數を集計し、これを社會局に於て一括したもので、各地に於ける推定法には必ずしも一定の方式があるわけではない。

昭和五年の國勢調査に於ける失業者數（十月一日現在）は約三十二萬で、その分布状態は東京府の六萬一千人強を筆頭に、大阪府の三萬七千人強これに次ぎ、以下神奈川、福岡、兵庫等の順となつてゐる。人口の多寡や職業の性質から見てこれは當然豫期されたところで、格別不審の點はない。社會局の失業狀況推定概要は給料生活者、日傭労働者、その他労働者の三階級につき、各調査人口、失業者並びに失業率を示し、別にその總計が附加されてゐる。昭和十二年十月一日現在の數字は次表の如くである。

本邦失業狀況推定概要（内務省社會局）

年 月	給料生活者		日傭労働者		其他		計	
	調査人口 千人	失業者 千人	調査人口 千人	失業者 千人	調査人口 千人	失業者 千人	調査人口 千人	失業者 千人
12. 10	1,837	59	1,827	132	4,187	85	7,851	276
		3.21%		7.20%		2.03%		3.51%

前記昭和五年の數字と較べ著しい減少を示してゐるが、これは事變の影響が與つて大きな力があるのであつて、同じ社會局指定數でもその一年前の昭和十一年十月一日の分は調査人口七百七十萬、失業者三十四萬八千、失業率四・五二、即ち多少少い調査人口でより大なる失業率を示してゐるのである。

諸外國の數字は概して我國よりも高く、特にアメリカ合衆國や英國の失業率はそれぞれ二〇及び一〇

各國失業統計 (國際聯盟調)

年	月	獨逸			英國		佛蘭西	加奈陀	米國		
		失業登録數			全體失業	一部失業	求職者數	求職者數	求職者數		
		獨逸	太利其	其他	失業者	失業者	失業者	失業者	失業者		
1939.	2	197	121	138	1,661	11.2	298	2.0	458	117	7,199
	3	134	95	95	1,551	10.5	238	1.6	441	116	6,746
	4	94	77	45	1,439	9.7	246	1.7	425	116	6,547
	5	70	59	23	1,333	9.0	203	1.4	409	108	6,387
	6	49	46	12	1,200	8.1	200	1.3	383	104	6,271
	7	38	30	6	1,114	7.5	197	1.3	351	—	—
	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1938.	8	179	114	—	1,333	9.7	447	3.3	366	103
1937.	8	509	262	—	1,148	8.6	209	1.6	335	76	4,853

前後に達し、國內失業總數は我國とは斷然隔絶してゐる。併し失業の規定は國によつて異り、且つ調査の方法も亦一致しないから、單純に相互を比較する事は許されないのである。我國の社會局の推定上に於ては日傭労働者の中の失業者を別に掲げてあるが、元來日傭労働者それ自身が所謂「半失業者」である事を願れば、社會局の方法にも異論の餘地がある。

抑も失業統計は失業對策の基準たるべきものであるから、その目的に應じ得る性質のものでなければならぬ。即ち失業的分布やその變動、季節的失業と循環的失業並びに永久的即ち技術的失業との區別、更に進んでは廣義の失業或ひはマルクスの所謂産業豫備軍の總量・構成及び變化等に關する計數これである。特に最後に擧げた項目は、我國の如く急激な人口増加を示しつゝ、ある國に於ては一層重要な意義を持つ。併し總べてこれら要件は何れの國の失業統計にも殆ど充たされてゐない。單に失業の總體的大さ乃至地理的分布を知つたゞけでは殆ど何等適切な對策の講せられる筈はなからう。

第六章 労働統計

一 労働統計の意義

労働統計とは言ふ迄もなく労働に關する統計であるが、こゝでいふ労働とは經濟學の中で土地及び資本と共に生産の三要素と稱せられる労働そのものではなく、單に労働階級なる特殊人口階級の労働のみを指す。生産要素としての労働とは、一般に所得獲得の爲に人間の行ふ精神的肉體的努力の謂ひであるから、大臣の労働、重役の労働、軍人の労働、藝術家の労働なども成り立つわけで、従つてもし労働一切を對象とすれば殆ど凡ゆる經濟行爲を對象とせねばならぬ事になり、その範圍は廣大無邊のものとなつて了ふであらう。併し労働統計が對象を労働階級の労働に限定するのは、單に便宜上の問題たるばかりでなく、實は社會政策の基準たらしめんとする特殊の要求に基くのである。

資本主義は資本家階級と労働者階級とを発生せしめた。後者は自己の労働を賣却する以外に生計の途なき労働階級である。彼等は人格上は勿論自由であつて、自己の労働を賣るも賣らぬも勝手であるが、併し生存権の與へられてゐない現代社會機構の下では、労働を賣らぬ権利を無闇に行使用する事は餓死を選ぶ事と異ならない。もし労働の價格が非常に高價ならば、一度働いた後は暫くは平氣で遊んでゐられようが、實際には労働價格は概して甚だ低廉であり、大部分の労働者は毎日「手から口への生活」を體驗してゐるのである。

然らば何が労働力を低廉ならしめ、労働階級の生活を沈下せしめてゐるのか。労働の價格は他の一切の商品と同じく、矢張りそれに對する需要と供給との關係によつて定まる。然るに需要は資本制生産の下では産業の擴大と共に相對的には寧ろ減退してゆく傾きがあり、反之、供給は労働人口の増大に伴つて増加する一方である。何故需要が相對的に減少するかといへば、産業界に不斷に經營の合理化と生産の機械化とが進行してゐるからである。産業合理化とは企業の能率主義を意味し、一般に大戰後アメリカ及び獨逸に發して忽ち全世界を席捲した巨大な運動を指すが、併し利潤追求を唯一の目的とする資本制生産方法が初から合理化の精神に導かれてゐた事は疑ひ得ない。封建時代の温情主義は労働者を人間として取扱ひ、必ずしも労働力のみを問題とはしなかつたが、合理主義の下では労働者は單なる労働力以外の何物とも認められない。然るにこの労働力の價値は效果的な機械生産の下では相對的に減退する外はない。換言すれば生産の進歩擴大は主として機械の増大によつて行はれ、従つて労働に對する需要はそれだけ阻碍されるのである。斯く需要が

増大しないに反して、労働力の供給は労働人口の増大によつて増加の一路を辿りつゝある。この労働人口の増加は一般人口の増加と、他の人口階級の労働階級への轉落とによつて齎らされた。嘗て生活資料の不足によつて抑壓されてゐた人口は、資本主義の齎らした物資の横溢に刺戟されて急激な増加を開始し、例へば一八〇一年、八百九十萬に達しなかつた英國（英蘭及びウェールズ）の人口は一九〇一年には三千二百五十萬を超え、僅々一世紀にして三・六倍に達したのである。他の諸國もこれに倣ひ、我國も亦明治初年の内地人口三千三百萬が今日では七千百萬を超えた。斯かる急激な人口増加はそれ自體で労働力の供給を増大するが、これが趨勢に拍車をかけるものは實に労働階級の相對的増大といふ事である。大規模生産の有利は家内工業的小經營を壓迫し、また農業の相對的劣勢は農村に多くの過剰人口を生ぜしめ、彼等は自己の労働を賣却する外に生計の途なき賃銀労働者に轉化した。

労働力に對する斯かる需給の均衡が労働價格の低下と、従つて労働階級の生活難を招來した事は全く當然である。そして人口の大部分がこの種の小額所得者である事實は、國家として彼等の生活の低下を防止しその向上を促進するが如き手段を講ずるの必要ある所以である。所謂社會政策たる弱者保護の手段の要請せられる所以である。そしてこの爲には下層及び勤勞階級の狀態に關する詳細な報道が無ければならぬ。労働統計を發生せしめた主たる契機と、それが重要視される理由とは、全く右の點に在ると言つてよい。

労働統計が、かく社會政策の要求から生れたとすれば、その當然取扱ふべき内容は略々次の如きものでな

ければならぬ。

- (一) 労働階級の状態——労働人口・賃銀・労働時間・労働災害及び疾患・生計状態・失業等
- (二) 労働運動の状態——労働争議・労働組合・消費組合・無産政黨等
- (三) 社會政策の狀態及び效果——労働保護法・労働保險・失業對策等

然るに事變以來、労働統計は別箇の觀點から特に重視されるに至つた。それは我國産業が労働力不足といふ危機に直面したからである。即ち労働力の確保とか技術の動員とかの見地から特に労働統計が必要となつたのである。これに關しては別の機會に述べたいと考へてある。なほ右に擧げた諸項目の全般に互つて記述する事は紙數の關係上望み難いから、こゝではその若干について而も簡単に説明するに止める。猶ほ一々實際の統計數字を示すことも亦、右と同様の理由から斷念せねばならぬ。幸ひに今日では幾多の詳細な統計が簡単に入手出来るから、讀者は直接その種の數字を参照されたい。特に、大原社會問題研究所の「日本労働年鑑」は恐らく最も便利なものであらう。

二 労働調査

(1) 労働統計實地調査

労働統計を作成する爲には第一に労働調査を行はねばならぬ。特殊産業又は産業部門に於ける労働や特殊地域に於ける労働に關しては絶えず各種の調査が行はれてゐるが、これは多くは行政上の目的に出づるもので、最初から労働統計作製を目的とするものではない。即ち労働統計の大部分は他の大部分の經濟統計と同じく二次統計だと言つてよい。併し完全な労働統計は矢張り一次統計でなければならず、従つて我國に於ても次第にこの方面が開拓されて來た。その最も主たるものは「労働統計實地調査」である。

一國の人口の實狀を正確に把握する國勢調査を必要とするのと同じく、一國の労働の實狀を正確に知る爲には國勢調査の原則を労働に適用した調査を必要とする。併し労働者は全人口の一部に過ぎず、而も各所に分散してゐるから、全部を網羅するが如き調査は到底望み得ない。何れの國に於ても労働調査が部分調査に止まるのはこれが爲である。併し我國の「労働統計實地調査」は最近では工場については事業體七千四百、労働者百八十萬人、鑛山については事業體五百、労働者二十七萬人、交通事業體については事業體千四百、労働者四十萬を包含し、従つて部分調査とはいひ乍ら、その規模の大なる、他に比の稀なる大調査である。

我國では大正九年工場法の實施と共に労働統計は著しく促進されたが、大戰後の急激な産業界の變動に適合した労働政策を遂行する爲には統一的調査を必要とするに至り、大正十一年に「統計資料實地調査ニ關ス

ル法律」が發表され、大正十三年十月十日、工場と鑛山について第一回労働統計實地調査が實施され、爾來三年毎に施行されてきた。第五回即ち昭和十一年から調査の範圍は擴大されて交通業に及ぶに至つた。更に昭和十三年は、中間期なるに拘らず、特に二月十日現在によつて「臨時労働統計實地調査」が行はれた。これは今日の事變の齎らした産業労働界の異常な變動を測定する事によつて適切な國策を樹立する刻下の必要に應せんが爲であつた。最近の調査は昭和十四年秋に行はれた。なほ昭和十四年六月二十四日勅令によつて著しい改正が加へられた。次に記すところはこの改正令によるものである。

(一)調査機關 調査は内閣總理大臣の命令の下に、工場と交通事業體(船舶を除く)については府縣知事鑛山については鑛山監督局長、船舶については逓信局長が監督者となり、その下に市町村長が労働調査員及び労働副調査員をして實際の調査に當らしめるのである。調査の結果は所謂中央集査の方法に則り、内閣統計局に於て整理編成され、第一部及び第二部の二つに分けて發表される。前者は主として事業票から作られ調査後半年位で發表されるが、後者は労働票から作られ、約二年後に發表の運びとなる。

(二)調査 第一條第二項によれば、調査は三年毎に、工場及び鑛山については十月十日現在により、船舶については、九月十一日から十一月十日に至る二箇月間に帝國內地の港に入つた船舶にあつては、其の最初に帝國內地の港に入つた日の現在により、九月十日以前から引續き帝國內地の港に在る船舶にあつては九月十一日現在によつて之を行ふ事になつてゐる。

(三)調査範圍 第三條に曰く、労働統計實地調査ハ官營ニ屬セザル工場若ハ鑛山又ハ交通事業體ノ事業主及労働者中、常時五人以上ノ労働者ヲ使用スル工場又ハ五人以上ノ労働者ヲ使用スル設備アル工場ノ事業主第一條第二項ノ期日ニ於テ五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場ノ労働者、常時五人以上ノ労働者ヲ使用スル鑛山又ハ五人以上ノ労働者ヲ使用スル設備アル鑛山ノ事業主及労働者、第一條第二項ノ期日ニ於テ五十人以上ノ労働者ヲ使用スル交通事業體(船舶ヲ除ク)ノ事業主及労働者並ニ總噸數千噸以上ノ船舶ノ事業主及労働者並ニ總噸數千噸以上ノ船舶ノ事業主及労働者以上、第二號ニ該當スル工場ニ在リテハ三百人以上、第三號ニ該當スル工場ニ在リテハ五百人以上ノ労働者ヲ使用スルモノニ付之ヲ行フ、と。

第一號とは「造船業、航空機製造、人造絹絲製造、絹絲紡績、毛絲紡績、麻絲紡績又ハ綿絲紡績ヲ營ムモノ」

第二號とは「磁瑯品製造、セメント製造、精鍊業、金屬壓延業、電線・電纜製造、採鑛・選鑛・精鍊用機械器具製造、銃砲・彈丸・水雷製造、電動機・電氣機械器具製造、電氣通信機械器具製造、鐵道軌道車輛製造自動車・自動自轉車製造、樂器製造、時計製造、肥料製造、火藥・其ノ他ノ發火物製造、マツチ製造、生絲製造、砂糖類製造、麥酒釀造又ハガス發生・供給業ヲ營ムモノ」

第三號とは「木蠟・蠟製品製造、眞綿製造、毛然絲製造、メリヤス・メリヤス品製造、建具・家具・指物

類製造、漆器製造、壘表・花筵・莫座類製造、藁・麥桿・經木・棕梠細工又ハ箆・籠・行李類製造ヲ營ムモノ」を指す。

(四)調査事項 右の工場・鑛山及び交通事業體につき、事業主と労働者とが所定事項を調査される。事業主は「事業票」に記載された項目を申告すべく、項目は工場及び鑛山については、(一)工場又は鑛山の所在地(二)その所在地(三)事業の種類(四)労働者現在数(五)一日の所定就業時間、内所定休憩時間(六)一月の所定休業日数(七)實物給與の種類及び價額(八)賃銀形態であり、陸上運輸業又は運輸取扱業については(一)事業體の名(二)その所在地(三)事業の種類(四)労働者現存数(五)一日の所定労働時間(六)實物給與の種類及び價額であり、船舶運輸業については(一)船名(二)總噸數及び公稱馬力(三)船籍港(四)航行區域(五)船舶の用途(六)乗組普通船員現在數(七)一日の所定労働時間(八)實物給與の種類及び價額である。これに對して労働者は「労働票」に記載された下記の事項を調査される。工場又は鑛山の労働者は(一)氏名(二)男女の別(三)出生の年月日(四)尋常小學卒業地(五)配偶者の有無及び扶養者數(六)職名(七)就業の年月數(八)轉職又は非轉職の別(九)賃銀(十)就業時間(イ、一月の實際労働日數、ロ、一日の所定就業時間、ハ、一月の超過又は短縮労働時間合計、ニ、一日の平均就業時間)(十一)實物給與の有無を調査される。交通事業體の労働者の調査事項はこれよりも幾分簡單である。猶ほ事業票では、自計主義即ち事業主自ら申告記入し、労働票は他計主義即ち調査員が各労働者につき調査して記入する。これは労働票の事項は可成り複雑で、教育程度の低い

第二號(様式)

労働毎月調査票 (工場用)

(秘)

内閣統計局

(調査の年) 昭和 年 月 分

調査年	調査月	工場名	事業主捺印	労働毎月調査員検印
工場所在地	道府縣	市郡	區町村字	番地
		事業の種類		

		男	女	
一 労働者數	(イ) 總數	1	人	
	(ロ) 一月の雇入數	2	人	
	(ハ) 一月の解雇數	3	人	
	(ニ) 調査期日現在數	總數	4	人
		月給者數	5	人
		日給者數	6	人
		其他數	7	人
	(ホ) 一箇人員の實延	總數	8	人
		二十歳未満	9	人
		二十歳以上	10	人
二 賃銀	(イ) 支拂總額	11	圓 錢	
	二十歳未満	12	圓 錢	
	二十歳以上	13	圓 錢	
	(ロ) 定給額	14	圓 錢	
三 就業時間	(イ) 一月の延實就業時間	16	時 分	
	(ロ) 一日の所定就業時間	内所定休憩時間	17	時 分
		内所定休憩時間	18	時 分
四	一月の實際作業日數	19	日	

備考 (1) 事業主の負擔する食事代總額 圓 錢 (2) 半年年末賞與總額 圓 錢
(3) 交替制

労働者に自ら記入せしめるのは危険と考へられたからである。

(2) 労働統計毎月實地調査

内閣統計局では大正十二年七月以降工場及鑛山に付て、更に昭和二年一月以降は交通業を追加し賃銀に関する毎月調査を施行し、以て工場、鑛山及交通事業體に於ける賃銀の實情を明にして來た。此の調査結果は統計資料實地調査に關する法律に基き大正十三年以降毎三年目に施行する労働統計實地調査の結果と相俟ち労働問題に對する政策施設の基本資料として重要視せられてゐたが、今次事變に際會して緊急に其の調査内容を整備改善するの必要が生じて來た。

仍つて此の賃銀毎月調査の後を承け今回労働統計毎月實地調査として統計資料實地調査に關する法律に基き六月以降、獨り賃銀に關する實況を審にするに止まらず、就業労働者數、労働異動、労働總量並に實就業時間等を實地に調査することとなつた。この調査は府縣知事の選定した民間の工場及び交通事業體、鑛山監督局長の選定した民間鑛山について行ふもので、既に昭和十四年六月から開始されてゐる。この調査は上記の如く従來内閣統計局によつて行はれた賃銀毎月調査——これについては次節で説明する——を擴大したもので、なほこの調査の開始と共に日銀の労働統計も亦これに含合されることになつた。前掲の調査用紙雛形によつて調査事項の何たるかを知られたい。(便宜上工場用のみを掲げる)

三 賃銀統計

賃銀とは労働の價格である。賣手たる労働者から見れば賃銀は生計の資であり、買手たる企業者又は雇主から見れば労働なる生産要素の使用料である。嚴密に言へば賃銀統計はこの二つを明かならしめる事を以て目的とせねばならぬ。併し労働統計を社會政策の基準と考へるならば、労働統計の一部としての賃銀統計は生産費としてよりは寧ろ生計費として見た、換言すれば企業者の側からではなく寧ろ労働者の側から見た賃銀に重點を置く可きであらう。勿論生産費としての賃銀は國民經濟的見地からは極めて重要なもので、我國が外國よりも高價な原料や高價な機械を用ひ乍ら、國際經濟戰に目覺しい活躍を示しつゝある所以は、單に技術や組織の優秀さにある許りでなく、特に豊富にして低廉な労働力にある事は一般に認められてゐるところである。併し注目に値する事は、生産費としての賃銀の重要さは次第に減少しつゝある事である。素より生産費に於て賃銀の占める割合は産業によつて異り、概して言へば大なる加工を要しないもの(例へば食料品)又は生産過程の高度に機械化されたもの(例へば紡績)では、その割合が低い。併し全産業を通じ、その割合が時と共に漸減の傾きある事は次の一表から判斷されよう(水谷良一、労働統計論、第四章所載)。

即ち昭和五年の一〇・八%を最高として爾後年と共に低下し、昭和十年には僅か八%に過ぎない。特に機

生産額に對する賃銀の割合

1110

業種	数	一人當り生産額					一人當り賃銀					生産額に對する賃銀の割合									
		昭和四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	昭和四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	昭和四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
總	4,259	3,543	3,125	3,459	4,155	4,348	4,581	441	383	332	324	338	356	366	9.7%	10.8%	10.6%	9.4%	8.1%	8.2%	8.0%
紡績工業	3,218	2,406	2,144	2,510	3,211	3,268	3,330	295	266	223	209	210	221	228	9.2%	11.1%	10.4%	8.3%	6.5%	6.8%	6.8%
金屬工業	7,059	5,965	5,120	6,065	6,993	8,105	8,647	729	665	618	579	569	594	616	10.3%	11.2%	12.1%	9.5%	8.1%	7.3%	7.1%
機械器具工業	4,250	4,127	3,145	3,870	3,562	3,684	3,982	740	771	628	599	615	611	605	17.4%	18.7%	20.0%	19.5%	17.3%	16.6%	15.2%
窯業	3,103	2,675	2,551	2,616	3,101	3,059	3,055	469	484	382	391	396	403	407	15.1%	18.1%	15.0%	14.9%	12.8%	13.2%	13.3%
化學工業	8,516	7,626	6,668	6,896	7,868	7,702	7,933	507	517	453	420	406	405	396	6.0%	6.8%	6.8%	6.1%	5.2%	5.3%	5.0%
製材及木製品工業	3,606	2,814	2,593	2,619	2,858	2,988	2,922	614	423	386	368	361	366	365	17.0%	15.0%	14.9%	14.1%	12.7%	12.2%	12.5%
印刷及製本業	3,719	3,945	3,440	3,396	3,383	3,583	3,681	652	506	590	556	632	552	515	17.5%	14.1%	17.2%	16.4%	18.7%	15.4%	14.3%
食料品工業	8,135	6,902	6,275	6,501	7,150	7,091	7,390	335	319	299	238	282	288	282	4.1%	4.6%	4.7%	4.4%	3.9%	4.1%	3.8%
其の他の工業	2,718	2,126	2,051	2,286	2,469	2,560	2,648	359	317	309	298	281	287	289	13.2%	14.9%	15.1%	13.0%	11.4%	11.2%	10.6%

備考 本表は精工工場統計表より便宜計算したるものなり

械器具工業に於ける二〇%から一五・二%への低下は驚く可き數字である。

この事は労働者から見た生計費としての賃銀なるものが如何に重要な問題であるかを明示する一例たるも

のである。産業の擴大がそれに比例した労働需要を喚起しないとすれば、増大の一路を辿る労働人口の所得は年と共に相對的に急激に減少せざるを得ない。賃銀の引下げを防止せんとすれば失業の増大を來し、失業の増大を防止せんとすれば賃銀の低下は免れない。何れにしても労働階級の生活は決して樂觀を許さないものである。抑も労働なるものが眞剣に論議される所以は、畢竟労働者の所得が乏しく、その生活が不安定な

るに在る。即ち生計費としての賃銀こそ労働問題の、延いて一般社會問題の中心を爲すと言へよう。斯くて賃銀統計は自らこの觀點からして特に重要視されねばならぬ。

一般に賃銀の問題を取扱ふに當つて、賃銀に種々様々な内容のある事を明かにして置く必要がある。賃銀とは普通次の何れかを指す。

- (1) 賃銀率或ひは定額賃銀
- (2) 實收賃銀
- (3) 名目賃銀
- (4) 實質賃銀

この外更に全賃銀、相對的賃銀又は純賃銀の如きものも學問的に問題となる事があるが、こゝでは深く觸れない。(1)の賃銀率とは労働雇傭契約の際に締結された賃銀を指す。雇傭契約は労働組合の發達してゐる處では企業者と組合との間に行はれ、後者の勢力が大きければ大きいほど労働者に有利な條件で決まるが、斯かる組合の微弱又は皆無な處では、殆ど企業者が一方的に決定して了ふ。企業者が労働組合の結成を嫌ひ、反對に労働者がこれに努力するのは主として之が爲である。我國の低賃銀の主たる原因が労働供給量の大きな

と労働組合の缺如とに在る事は異論の餘地なきところである。

この定額賃銀は單に契約の際に所定の労働を所定の時間だけ遂行するといふ約束で決められたものであるが、實際に労働に従事するに當つては労働の種類や特に労働時間など必ずしも最初の契約通りではあり得ない。仕事の都合上臨時に他の労働に廻される事もあらうし、注文が殺倒すれば早出や居残りによる延長労働も免れまい。これらに對して報酬を支拂ふのは當然であるが、更に出勤の勤惰や成績の良否などによつてボーナス其の他の手當が與へられるから、實際に労働者が賃銀として受取る金額は契約上のそれよりも多いのが普通である。斯かる賃銀を實收賃銀といふ。この定額及び實收の二つの賃銀は共に賃銀状態を推す爲に不

年 度	定額指數	實收指數
昭和五年平均	九六・二	九八・七
昭和六年平均	九一・三	九〇・七
昭和七年平均	八八・一	八八・一
昭和八年平均	八五・一	八九・二
昭和九年平均	八二・九	九一・二
昭和十年平均	八一・三	九一・一
昭和十一年平均	八〇・七	九一・八

可缺のものであるから、大部分の賃銀統計は兩者を並記するのが常である。いま日銀労働統計について見るに上表の如く定額賃銀は昭和五年以降毎年低下しつゝ、あるに對し、實收賃銀は昭和七年以降微騰しつゝ、ある。これは所謂労働強化の度が加はりつゝ、ある證據とも見られよう。この事は一時間當り賃銀が昭和五年頃には十三錢だったものが昭和十年頃には十二錢に低下してゐる事實からも窺へる。延長賃銀時間が漸増的に苦痛を増す事は周知の事實であるから、労働時間の延長による賃銀増額は割高でなければな

らぬ。故に時間が延長され乍ら一時間當り賃銀が殖えなければ既に労働搾取が行はれてゐる筈であり、況やそれが減るに至つては由々しき問題であらう。何れにしる賃銀を云々する場合、同時に労働時間を考慮せずしては真相を掴み得ない事は明かであらう。

更に名目賃銀とは貨幣額の稱呼による賃銀である。労働は商品とはいへ、一般商品とは甚だ趣を異にする。労働は労働者から購はれるが、併しこの二つは不可分で、労働者から切り離して労働のみを購ふ事は出来ない。即ち労働を購ふには労働者を雇傭する外はない。そこでその價格を支拂ふに當つては必ずしも金錢を以てせずに生活に必要な物品を與へてもよいわけで、この所謂實物賃銀は嘗ては廣く行はれたし、今日でも部分的には行はれてゐるのである。併し貨幣經濟の進歩はこの労働なる商品も同じく貨幣で取引せしむるに至つた。賃銀の一部を米とか薪炭とか乃至は住宅とかの實物で支拂はれる場合にも、賃銀統計はこれらを一々貨幣額に換算してゐる。

然るに貨幣は交換の媒物であり乍ら、それ自體の價值即ち購買力は絶えず變化しつゝ、ある。故に例へば名目賃銀は不動でもその購買力が變化すれば、それによつて購ひ得る財貨量は變化する。労働者が敢へて自己の労働を賣却するのは貨幣が欲しいからではなく、それによつて購へる生活が欲しいからである。然らば貨幣で現はされた名目賃銀の多少は問題ではない。明治初期の下級官吏や巡查などの俸給は三圓か四圓に過ぎなかつたが、それで兎に角暮してゆけたのである。今日三十圓の月給取りは恐らく自分を一人を養ひ兼ねるで

あらう。そこで労働者の生活問題から見れば、名目賃銀は更に實質賃銀に換算されぬ限り何の意味もないといふ事になる。實質賃銀とは名目賃銀を以て購ひ得る財貨量である。併しこの換算には豫め生計費指數の作製を必要とし、この生計費指數の作製には豫め家計調査を必要とする次第で、その大様は前章に述べたところである。

最後に全賃銀、相對的賃銀及び純賃銀を簡単に説明しよう。全賃銀とは上記の實物給與を金額に換算してこれを貨幣賃銀に加へたものである。我國の紡績女工の賃銀の低い事は屢々問題となるが、併し論者の多くは單に貨幣賃銀のみを云々して實物給與を全く度外視する傾きがある。後者は我國では封建的温情主義の名残りとしてその程度は可成り大である。英國綿業委員の日本視察報告に「福利施設費は直接賃銀に對し優良工場では四割、一般工場では一割五分乃至二割に達す」とある。居室・衣服・食事及び日用品を無償又は實費以下で給與する設備あればこそ、平均六十四錢(昭和十一年度)の低賃銀で彼女等は何れも相當の蓄へを持つて歸郷出来るのである。私は彼女等に就ては賃銀額よりも寧ろ労働時間を問題とすべきではないかと考へる。何れにしても實物給與を正確に評價する事は極めて困難で、必ずしも客觀的標準のない場合が多いから、例へば雇主が使用人優待を誇張しようと思へば實物給與の分を思ひ切り高く評價して發表すればよからう。反對に労働者側が賃銀引上げを要求するに當つては、これを出来るだけ低く評價すれば要求を正當化し得よう。これらが所謂「統計の階級性」の顯著に現はれる一例である。

純賃銀とは労働者の實際に受取る賃銀である。社會保険料金、貯金掛金、退職手當積立金などは一般に賃銀から差引かれて了ふから、手取りの賃銀は實收賃銀よりも少いのが普通である。生活に充當し得るのは、この純賃銀であつて、この意味に於ては凡ゆる賃銀概念のうちで最も重要なものと言へよう。併し差引かれた金額の大部分はいつかは拂戻される性質のもので、決して宙に消えて了ふものではない。故にこれらを全く控除して了つた純賃銀の多少だけでは甚だ不備なるを免れないのである。

最後に相對的賃銀とは労働階級の所得と一國全體のそれとの比率を指し、一國の富の分配が妥當か否かを判定する標準たらしめんとするものである。併し労働階級の總所得とか一國の總所得とかの概念は理論的には成り立つとしても、これを正確な數字で示すが如きは到底望み難いところである。従つて相對的賃銀の問題には、少くとも初步統計學の範圍では寧ろ觸れない方がよい思ふ。

賃銀調査 完全な賃銀調査は一國の全産業に互る全労働者について行ふべきであるが、斯かる廣汎な調査は未だ何れの國に於ても實施された事はない。殊に農業労働者に就てはその労働の性質上調査が困難な爲か甚だ不完全である。従來我國に於ける代表的賃銀調査は、労働統計實地調査以外のものとしては、内閣統計局賃銀毎月調査、商工省賃銀統計、日本銀行労働統計などであるが、何れも工場及び鑛山労働乃至は交通労働に限られ、而もその各の一部分を調査したものに過ぎない。併し一部分とはいへその規模は甚だ大で、少くとも賃銀統計に關しては歐米諸國に比して大なる遜色を見ないのである。

(1) 内閣統計局賃銀毎月調査 内閣統計局では大正十三年以來三年毎に労働統計實地調査を施行してきたが、それとは別に大正十二年以來一部の工場及び鑛山につき毎月調査を行ひ、賃銀統計月報に發表して來た。範圍は最初は北海道外二十二府縣であつたが、昭和十二年七月以來「生計費指數資料實地調査」の行はれてゐる區域(二十八道府縣)に擴大され、且つ昭和二年一月以來官營工場と交通事業場を包含せしめるに至つた爲め、最近では工場約千(労働者約五千萬人)、鑛山約百(労働者約十萬人)、交通事業場約四百五十(労働者約十六萬人)に至つてゐる。平均實收賃銀と各種指數(性別・年齢別・地方別・産業別)が發表され、最も代表的な賃銀統計であつた。

(2) 日本銀行労働統計 日銀調査局は物價調査をはじめ各種の統計調査に活躍してゐるが、賃銀についても大正十年十一月以來毎月調査の結果を發表し、多大の貢獻を爲して來た。この統計は労働者五十人以上を使用する全國の工場及び鑛山につき、定額及び實收賃銀をそれぞれ實數並びに大正十五年を基準とする指數として發表するもので、これに含まれる労働者數は最近では百五十萬人に達した。

併しこの二つの賃銀統計が昭和十四年六月以來、労働統計毎月實地調査に併合されたことは既に前に記した通りである。

猶ほ如上の賃銀支拂調査に對して、不拂調査がある。元來賃銀は契約によるもので、従つて事業の成否に拘らず支拂はるべく、この點で企業者の所得即ち利潤と著しく趣を異にする。併し實際には事業の盛衰は賃

銀に大なる關係があつて、利得が大きければ賞與や時間外労働によつて實收賃銀は増加するし、反之、事業が不振に陥れば契約上の賃銀も完全には支拂はれず、時には全く不拂に終る事も珍らしくない。賃銀を以て唯一の生計の源泉とする労働者に取つては半失業乃至失業と異らぬ脅威であり、當局では嚴にこれを取締つてはゐるが、弱小事業主は不況時代に際會すれば動もすればこの舉に出る。労働者保護の爲にかゝる支拂の遅延や停止の實狀を調査する事は極めて望ましく、事實「労働統計實地調査」には賃銀未受取及び一部未受取に關する項目があり、又社會局でも工場・鑛山及び土木建築業について可成り詳細な統計を發表してゐる。

農業労働者及び日傭労働者の賃銀については充分の資料はない。農業労働者は昭和十一年版本邦農業要覽によれば約三百一十一萬人であるが、その大部分は兼業労働者で、純粹の労働者と目せられるのは三十七萬人に過ぎない。兼業労働者とは、(1)農業經營者又は(2)その家族又は(3)農業以外の事業經營者の家族にして賃銀を得て農業労働に従事する事を指し、甚だ曖昧な性質を帯びてゐるので、その賃銀も容易に調査し難い状態に在る。純粹労働者でも農業の性質上著しく季節的であるのと、又實物給與の割合が多い爲め、これ亦調査は困難である。資料としては農林省の農作傭賃銀統計表、製絲職工及び養蠶賃銀統計表がある。前者は年傭・日傭及び季節傭に分たれ、後者は日傭と季節傭とに分たれ、それぞれ男女別の實收賃銀が示されてゐる。林業及び漁業労働者については信頼し得べき資料は殆ど皆無である。

日傭労働者についても部分的調査あるのみで、特に大都會の登録労働者に關する以外は甚だ曖昧である。登録労働者とは職業紹介所の帳簿に記載されてゐる労働者を指し、彼等の状態については例へば東京市役所の「東京市登録労働者副業調査」がある。その統計を見るに登録労働者につき登録労働と副業との収入が掲げられてゐるが、前者は労働紹介所によつて紹介された労働であり、後者はそれ以外の凡てである。

四 労働時間統計

我國に於ける労働條件の中で最も劣悪なものは恐らく労働時間の長い事であらう。事業主から見れば、高價な機械や設備は勉めて間斷なくこれを利用しない限り、生産費を引下げ延いて激烈な競争に勝利を博する事は不可能である。資本主義的生産制の下に於て労働者が動もすれば過當に長時間の労働を強ひられる事は實に産業革命の瞬間から約束されたと言つてよい。労働年齢に制限の無かつた時代には幼年及び女子労働者さへ想像に絶した苛酷な激務を強ひられたのであつて、マルクスの「資本論」やエンゲルスの「英國に於ける労働階級の狀態」の中に描寫された光景の如何に陰慘であることか。一八六〇年に至つても「レース製造業に従事してゐる都市労働者は、他の文明世界に例のない苦痛と窮乏の犠牲となつてゐる。……九歳から十歳の兒童達が朝の二時、三時又は四時に、穢しい寢床から引ツ張り出されて、かつ／＼の生活を得る爲に、

夜の十時、十一時、甚だしきは十二時までこき使はれる。彼等の手足は磨り切れ、體格は萎縮し、顔色は白んで来て、彼等の人間性を見るも怖ろしい石のやうな無感覺狀態に硬結してゆく」。

我國でも初期の製絲女工の状態は全くこれに劣らぬものがあつた。

(註) 我國の労働者運動の契機となつた有名な高島炭坑々夫虐待問題(明治二十年前後)は同じく労働の苛酷と時間の長さを暴露したものである(加田哲二博士、明治初期社會經濟思想、七八〇頁以下参照)

放置すれば労働時間は延長する事はあつても短縮される見込はない。これは一方では労働者の精神的肉體的疲労を増大し延いて國民體位の低下を來すであらうし、他方では新規の雇傭を妨げて失業の慘禍を擴大するであらう。斯くて何れの國に於ても労働時間の制限は労働保護の最も重要な題目となつたのである。國家が法律を以て労働時間を規定するに至つたのは恐らく一八〇二年十二時間労働を定めた英國の「徒弟の健康と風紀に關する法律」であらう。其の後労働組合の發達は十時間乃至八時間制度の要求となつて現はれ、事實大戦前英國では一週四十八九時間に低下して略々八時間制が確立されたのである。他の強大國はこれには及ばずともこれに接近しつゝあつた。

然るに一九一九年國際労働局の設立と共に、一週四十八時間制(一日八時間制)の國際的實施を標榜し、一九一九年の第一回以來二十數回の總會を開催し、殆どその都度これに關する諸項目を上程審議してゐる。既に規定された項目は工業労働の八時間制、婦人及び年少者深夜業傭使禁止、工業週休制、商業労働の八時

間制、炭坑労働の七時間四十五分制等で、目下懸案となつてゐるものは各種労働の四十時間制、有給休日制等である。素より六十二の締盟國は總べて國情を異にするから、いきなり總べてを一律の規定に束縛する事は出来ない。議定項目に賛成し批准した國もあるし、そうでない國もあるのは止むを得ない。日本はこの會議では自ら特殊國の性質を強調し、一般工業で九時間半、生絲業では十時間といふ例外規定を與へられ乍ら而も遂に批准に至らなかつた。凡ゆる方面で一等國たるを主張し且つその實を示しつゝ、ある我國が、労働會議の席上では劣等國と肩を比べて居らねばならぬ次第である。

勿論この事が直ちに我國の労働條件の劣悪を意味するものではない。會議に参加すると否とを問はず、要は實行にあるのであつて、工場法其の他の保護法は次第に労働時間の短縮を促進したのである。即ち現行法によれば十六歳未満の者及び女子即ち保護職工は一日十一時間、坑内鑛夫は十時間を限度としてゐる。併し其の他の労働者について格別の規定がない爲め、動もすれば過當の長時間労働を強制される恐れがある。昭和十一年度労働統計實地調査によれば、工場七、三六三、労働者一、八一〇、四三四の實際労働時間は次表の如くで、大體十時間前後が普通であるが、十二時間を超ゆるものすらある事は注目し値する。

週休制度は我國では官廳・學校・銀行及び會社などでは久しく實施され乍ら、労働者には殆ど適用されてゐない。大部分は毎月二回の定休に過ぎず、週休に該當する月四回定休は工場數で一割強、労働者數で二割強に過ぎない。鑛山労働者に於ては労働の性質上、時間も休日も一般工場よりは有利である。即ち平均一日

労働時間	工場數	労働者數
七時間以下	二	二一九
八時間以下	九五	三三、一四七
九時間以下	七〇八	三八三、四五五
十時間以下	二、七九七	七九五、五三〇
十一時間以下	二、八七二	四五二、六二〇
十二時間以下	八二一	一三九、四六四
十二時間以上	六六	五、九二八
不明	二	七一

九時間強（石炭鑛業九時間四十分、金屬鑛業八時間半等）で、休日も坑内作業場で平均三・三日（石炭鑛業四・一日、金屬鑛業二・三三日等）である。

労働時間の問題の一つとして深夜業なるものがある。夜は眠りの爲に作られたるものに非ず」とは、詩人の言葉としては美しい響きを持つが、これが労働者に當嵌められては大變である。一日の労働の疲勞は夜間の休息によつて新陳代謝され、斯くて毎朝健全な身心を以て労働にとりか、

り得るのである。然るにこの原則は今日の生産組織の下では動もすれば蹂躪され、當然休養すべき夜間に依然として苛酷な労働を強制される傾きがある。労働保護の目的からは、この種の労働は全般的に禁止されて然る可きであるが、我國には不幸にして未だ充分の法規はない。僅かに保護職工（女子及び十六歳未満の少年工）の鑛業に於ける深夜業が禁止されてゐる丈である。この規則は大正五年に制定され、午後十時乃至午前五時の夜業を禁じたものであるが、例外規則の爲に事實上は十一時又は十二時までの労働が寧ろ一般となつてゐた。昭和十二年七月に至り、(1)石炭鑛業に於ては十六歳未満の者及び女子を、(2)其の他の鑛業に於ては十六歳以下の女子を午後十一時以後午前六時まで就業せしめる事を嚴禁する改正令を發布し、昭和十三年

九月一日から実施された。我國に於ける深夜業禁止が僅かにこの程度なるを顧れば、労働保護が如何に不完全なるかは容易に窺へよう。

農業労働者の労働時間は、元來農業なるものが季節産業であり、且つ小規模経営が多いため、これを調査する事は甚だ困難である。農林省の「本邦農業の概況及農業労働者に關する調査」では全國を稻作、畑作、養蠶の三地方に分ち、各々日雇、季節雇、常雇の三者に關し可成り詳しい月別數字を發表してゐるが、冬期の農閑期には七時間乃至八時間、五六月の農繁期には十時間乃至十一時間となつてゐる。併し農繁期の實際の労働時間はこれよりも遙かに多いらしい。即ち京都帝大農林經濟教室が昭和七年某地に就て行つた實地調査によれば一月は僅かに六時間なるに對し、五月は十三時間、六月は實に十五時間弱に達してゐる。冬期は農民に取つては休養及び準備の期間に外ならぬ。餘暇善導とか稱してこの期間に彼等に各種の仕事や訓練を強制したがる風潮があるが、餘程慎重に行はぬと却つて心身の過勞を招く恐れがある。最近では壯丁の不足から農村労働の強化は特に甚だしいやうである。

事變以來労働強化が屢々問題となるが、幸ひ昭和十四年六月以降發表される労働統計毎月實地調査は總べて昭和十二年七月即ち事變勃發時を基準とする指數で示されてゐるため、この間の事情を知るに甚だ便利である。例へば昭和十四年六月の工場労働者について見れば、實就業時間指數は男工一〇〇、女工一一六で、時間の強化されたのは女工のみである。然るに延實就業時間指數は男工では一六〇、女工では一一四で、如

何に男工數が増加したか及び如何に工場が活況を呈してゐるか判る。

五 労働災害と労働疾患統計

労働に伴生する各種の災害と疾患とは労働階級を脅かす暗雲である。労働法の發達し來つた今日では、資本主義初期を峠つた悲惨な労働地獄は殆ど一掃されたとはいへ、今なほ労働が、一部思想家の腦裡に描かれたやうな法悦境からは甚だしい距離のある事は争へない。労働は苦痛であり、疲勞であり、危険でもある。チャップリンのモダン・タイムスといふ映畫の中に、一律單調の操作を朝から晩まで繰返へす工場労働者が遂に精神に異状を來す場面があるが、程度に差はあらうとも、現代の労働者の大部分は、この映畫の主人公の苦惱を自らの苦惱とするのである。手工業の華やかなりし時代には、職人は仕事の完成を喜ぶ事が出來たが、今日の労働者は自分の果してゐる仕事は全體の仕事の如何なる部分に當るかをすら知り得ない場合が多い。かゝる欣びなき労働は特に人を疲勞せしめるもので、たとへ如何に完全な設備の下に於ても、疲勞は必ず事故發生の原因となる。實際には労働の場所、即ち工場や鑛山は概して設備は不完全で、強力な動力や危険な薬品や原料が所狭しと轉がつてゐるから、慎重な注意を以てしても不測の災害なきを保し難い。故に労働保護の一箇の重要な課題は、第一にはかゝる災害を出來る限り防止する爲に、設備の改善や疲勞の軽減を

實行する事であり、第二には被害者に何等かの扶助を與へる事である。これが爲には事實生じた災害の種類や原因につき充分の調査を爲さねばならぬ。労働災害統計が労働統計に於て占める意義は、この點に在るのである。

労働災害又は産業災害とは業務上發生した不測の出来事によつて労働者が身體を損傷し、一時的又は永久的に労働能力を喪失することである。即ち第一にはそれが業務上起つたことを必要とし、従つて労働者の蒙る災害の必ずしも全部が之に含まれるわけではない。労働者が運動や遊戯中に受けた負傷などは勿論、出勤の途上で蒙つた交通災害なども従つて労働災害ではない。第二には一時的又は永久的に労働能力を喪失せしめる程度の損傷でなければならぬ。たとへ業務上發生したものでも仕事に差支へない程度のもは除外されねばならぬ。併し實際の問題としては、その限界を決定することは至難である。我國の統計では單に負傷（輕傷と重傷）と死亡とに分たれるのみで、従つて死亡と重傷とが労働不能を意味する事は明かでも、重傷と輕傷の限界は定かならず、輕傷に至つては文字からだけでは必ずしも一時的労働不能すら歸結されまい。そこで「重傷とは休業二週間以上又はその見込のもの、輕傷とは休業三日以上又はその見込のもの」と規定されてゐるのである。國際労働局では、(1)一時的労働不能、(2)永久的の一部労働不能、(3)永久的全部労働不能、(4)死亡、の四つに分つ可しと言つてゐる。

災害の原因に就ては工場と鑛山とでは著しく相違するため、別々に發表される。更に特殊の産業には労働者災害扶助法が適用され、独自の災害統計が發表されてゐる。總べて調査は我國では工場・土木工事・運輸業・貨物取扱業其他危険な事業又は衛生上有害な事業については社會局が、鑛山については商工省が當り共に産業別・原因別及び結果別に分類發表される。試みに民營工場の最近數年間の數字を示せば次の通りである。

(1)

昭和五年 同 六年 同 七年 同 八年 同 九年 同 十年	(民營) 工場			職工千人に對する割合	
	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷 輕傷 計
同 五年	二四三	九、二五三	七、五五三	〇・一五	五・五九〇
同 六年	二八四	七、七四七	一、四九三	〇・一八	四・七八一
同 七年	二五〇	八、〇八九	九、四三四	〇・二六	五・〇五六
同 八年	三五四	九、二四七	三、六三三	〇・三〇	五・三二八
同 九年	五二二	一三、九五五	六、六三三	〇・二六	六・九六二
同 十年	五三二	一六、八二〇	四、八六九	〇・三三	七・四二三

(2)

官 營 工場	民 營 工場					死亡	重傷	輕傷	合計
	染織工場	機械器具	化學工場	飲食物工場	雜工場				
計	〇・三三	〇・二六	〇・二六	〇・二六	〇・二六	〇・三三	七・四二三	〇・五三	〇・六八
官 營 工場	〇・三三	〇・二六	〇・二六	〇・二六	〇・二六	〇・三三	七・四二三	〇・五三	〇・六八
民 營 工場	〇・三三	〇・二六	〇・二六	〇・二六	〇・二六	〇・三三	七・四二三	〇・五三	〇・六八

(備考) 本表中には工場法一部適用工場を含みます。括弧内は職工千人に對する災害率。

工場に於ける災害の原因は一般に機械によるものと然らざるものとに分類され、前者は例へば原動機によるもの、齒車類によるもの等に分類され、後者は運搬又は取扱中の物體によるもの、高所よりの墜落等に分類されてゐる。工場監督年報に曰く「原因別を総合的に見るときは、産業の進展に伴ひ機械的原因に因りて死亡及輕傷を増加し、非機械的原因に因り重傷の増加を齎せるが如し。……機械的原因の内容を見るに、金屬品製造業の揚重機、化學工場の動力傳導装置、金屬精鍊業の揚重運搬機等に注目するを要するを示せり。輕傷の増加については、紡績及染色整理加工業のロール機、織物業の織機、機械器具工場のプレス及揚重機、化學工場の齒輪、菓子製造業の齎輪、金屬精鍊業の揚重運搬機等に主原因ありと見られる。非機械的原因に基づく重傷増加は、機械器具工場に於ける物體の取扱中、工具に因るもの、物體の落下及火傷、化學工場の物體の落下飛來、毒劇傷及火傷、菓子製造、製材業、木工業及金屬精鍊業等に於ける全面的増加が招來せるもの如し」と。更に業種別に見れば特別工場（瓦斯業、電氣及金屬精鍊業）が特に多く、機械器具工場、化學工場等これに次ぎ、最も低いのは染織工場である。

次に鑛山の災害を見るに、原因は坑内では落磐又は側壁の崩壊、瓦斯又は炭塵の爆發等が殆ど大部分を占め、坑外では機械や鑛車又は架空索道によるものが多い。坑内坑外共に金屬山よりも石炭山の災害が遙かに大で、昭和六年乃至八年の平均を見るに鑛夫千人につき金屬山では一五五人なるに對し、石炭山では三八四人に達してゐる。

最後に災害扶助法は砂鑛採取業、土木建築工事、交通及び運輸事業、貨物積卸事業、船舶解體事業に適用され、これら各事業につき死亡・重傷・輕傷を示してゐる。

右に述べた労働災害とは急激な災害のみを指すが、併し恐らくこれよりも遙かに吾人を寒心せしめる災害は、労働の齎らす緩慢徐々の災害即ち労働に基く健康低下であらう。労働者は自己の筋肉を賣却するのが唯一の途であり、従つて健康こそ唯一の資本である。然るに彼等の健康は第一には収入の乏しさにより、第二には労働の時間的種類的不健康さによつて動もすれば害はれんとする傾きがある。比較的健康的と稱せられる農業労働すら、近年の壯丁検査の結果は甚だ悲觀す可きもので、従つて遙かに不健康な工場又は鑛山の労働が如何に労働者の健康を蝕みつゝあるかは自ら想像されよう。國力の伸張は結局は國民の不屈の勤務に俟つ外はないのに、國民の大部分を占める農民や労働者の健康が年と共に低下するならば、如何に遠大な國家的野望も單なる空中樓閣に終る外はあるまい。國民體位の問題が近年朝野の關心の的となり、最近國民健康法の實施を見るに至つたのも蓋し當然である。

疾病の調査は恐らく最も困難であらう。嚴密に言へば何人も何等かの疾病患者であり、絶對的健康なるものはあり得ない。我國の疾病統計は多少とも信を置くに足るものとしては、傳染病に關するもの以外には精神病者や娼妓等に關する特殊疾患表あるのみである。併し一般國民を、就中労働階級を蝕む最大の敵は結核であつて、我國の結核死亡率は英國又は獨逸の二倍に達してゐるのである。労働階級の幾許の程度がこの病

に侵されてゐるかは不幸にして不明であるが、京都府衛生會の「工場従業員の結核調査」(昭和十二年)は轉た吾人を暗然たらしめるに充分である。この調査は京都市内の十二工場と丹波地方の五工場の男工一〇八人、女工七〇七人につき徳原博士の行つたもので、いま女工だけに就て見るに結核のため休養を必要とするもの四八八(六・八%)、大いに注意を要するもの八八八(一二・五%)、輕症結核又はその疑あるもの一八一(二五・七%)合計三一七人(四五・%)即ち殆ど半数は結核患者と見てよい。工場監督年報には七縣の寄宿工又は一般職工の健康診断に於ける結核数が發表されてゐるが、昭和十年度の長崎縣のそれは受診職工八萬五千人強のうち僅か二十名に過ぎない。京都府の報告に比してその差の餘りに大なるに一驚せざるを得ないが、後者の診断が工場附屬の醫師即ち雇主側によつて行はれた事實を顧れば、この間の消息も自ら了解出来るよう。

結核に次で注目し値するのは所謂職業性疾患の増加である。この種のうち最も危険なのは各種の中毒患者で、工場監督年報に「職業性疾患の發生狀況を明かにすることは該疾患の發生豫防策の確立上必要なるを以て鋭意その發見に努力しつゝあるも、衛生技術官不備の爲之が徹底を期し難し。僅かに廣島、滋賀、三重、愛媛、宮崎等の人絹工場に於ける疾病報告を見る。即ち人造絹絲製造工場に於ては二硫化炭素中毒、硫化水素中毒の發生を見、殊に年々人造絹絲工場の増加は今後特に注目すべき問題なり。此の患者の主症狀は殆ど神經衰弱症、球外視神經炎、角膜知覺麻痺、痛覺鈍麻等を伴ふものにして更に精神症狀を起すものもあり」

とある。

近時國民體位の低下が頗る朝野の關心を惹くに至つた。厚生省では新たに體力管理制度を設けることによつて青少年の體位向上を實施せんと企て、ある。只今のところでは果して實施の運びになるかどうか不明であるが、もし實施されば、検査によつて休養又は治療を要すと認められた者は命令によつてこれに従ふ義務を負ふこと、なるから、労働階級にとつては確かに歓迎すべき法律である。併しこれがためには企業主にも大なる理解と犠牲を要求せねばならぬ。もしこの望みが薄いならば、健康保險の制度を擴充する必要があらう。現在の如き保險制度では眞の休養や治療は到底望むべくもない。

K 721

A handwritten scribble or signature consisting of several overlapping, dark lines. It appears to be a stylized mark or initials, possibly 'M' or 'N', but is too faint and overlapping to be definitively identified.

791
27

